

1974 (毎月1回発行)

5月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和49年4月1日現在)

村の人口

総人口 2,108人

男 1,101人

女 1,007人

出生 0人

死亡 1人

転入 16人

転出 59人

世帯数 587世帯

谷戸口トンネル工事着工

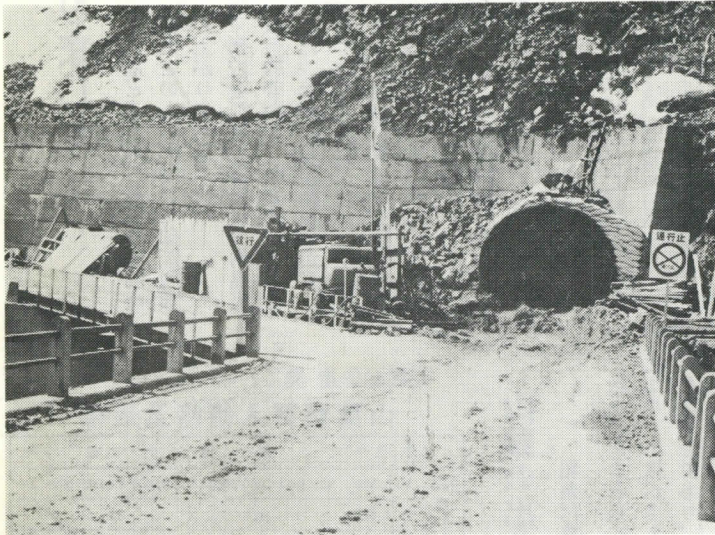
工事費二億六百万円 一日も早い完成を望む

県道(上大納-下山線)において、冬期間の交通で最も難所とされていた、谷戸橋附近にトンネルができるようになり、既に工事が始まっています。

このトンネルは、延長二一一米巾員五・五米で、車道の両側に七五センチの歩道がついています。

又、トンネルの続きに三〇米のノーセットを含む取付道路、一三五米の工事も行なわれることになっています。

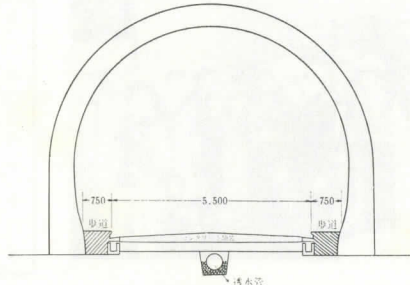
このトンネルが完成すれば、本線は一部を残して、ほぼ整備されることになり、住民から一日も早い完成が待ち望まれています。



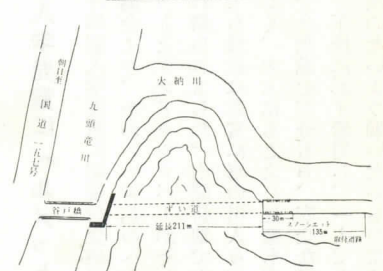
谷戸口トンネル
【主な工事内容】

工事費・二億五百八十五万七千円 長さ・二百一十一米
巾員・五・五米 取付道路・百三十五米(うちノーセット三十米) 完成・昭和51年3月31日 施行者
西村組(永平寺町) 写真・谷戸口隧道の工事現場

ずい道断面図



上大納-下山線谷戸口ずい道見取図



交通事故死亡〇

305日達成

感謝状贈られる

交通事故は年々増加の一途をたどっておりませんが、本村内では、一昨年九月二十一日から昨年九月二十日まで、交通事故【死亡〇】三百六十五日を達成、これに対し福井県公安委員会から本村に感謝状が贈られました。

嘱託員会を開催する

去る四月八日午前十時から部落嘱託員会が開催された。まず、村長から昭和四十九年度当初予算の概要などの説明があったあと、嘱託員から水道の整備、あるいは嘱託員への通知等が一日に何通もある場合は、一括送付するよう要望があった。

※山の緑を火災から守ろう ※忘れるな山のこころえ 火のしまつ

山火事のほとんどは、山菜とりやマイカーなどのたばこ、たき火によるものです。空気の乾燥した日や風の強い日は、山では絶対にたき火をしたり、火入れをしないこと。また、山では、くわえたばこやたばこの投げ捨てをしないこと。
入山するときは山の所有者などの許可を得るようにしましょう。
大野地区消防本部



感謝状を受けとる山本村長

五月一日から

印紙税額がかわりました

受取書の印紙税は、今まで一通につき二〇万円でしたが、今回の改正で五〇万円を超える売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかることになりました。

なお、営業に関しないものは従来と同じように印紙税はかかりません。

一、受取書の免税点は、今まで一万円未満でしたが、三万円未満に上げられました。
二、土地売買契約書、請負契約書

手形などのうち、高額な契約金額などのものについて印紙税額が上がりました。

三、預貯金証書、委任状、物品売買契約書など、今まで一律二〇円だったものの印紙税額が五〇円になりました。

また、他の文書の最低税額が、二〇円だったものも五〇円になりました。

このほか、おもな印紙税額は次表のとおりです。

印紙税の額 (一通又は一冊につき)	印紙税の額 (一通又は一冊につき)
不動産などの譲渡契約書 土地の賃借権などの設定又は譲渡契約書 消費貸借契約書 運送契約書	売上代金に係る金銭、有価証券の受取書 受取金額が 三万円未満
契約金額が 一万円未満	三万円以上一〇万円以下
一万円以上一〇万円以下	五〇万円をこえ一〇〇万円以下
一〇万円をこえ五〇万円以下	一〇〇万円をこえ五〇〇万円以下
五〇万円をこえ一〇〇万円以下	一〇〇万円をこえ五〇〇万円以下
一〇〇万円をこえ五〇〇万円以下	五〇〇万円をこえ一〇〇〇万円以下
五〇〇万円をこえ一〇〇〇万円以下	一〇〇〇万円をこえ五〇〇〇万円以下
一〇〇〇万円をこえ五〇〇〇万円以下	五〇〇〇万円をこえ一〇〇〇〇万円以下
五〇〇〇万円をこえ一億円以下	一〇〇〇万円をこえ一億円以下
一億円をこえるもの	一〇〇〇万円をこえ一億円以下
契約金額の記載がないもの	二〇〇〇万円をこえ三〇〇〇万円以下
売上代金以外の金銭、有価証券の受取書	三〇〇〇万円をこえ五〇〇〇万円以下
受取金額が 三万円未満	五〇〇〇万円をこえ一〇〇〇〇万円以下
三万円以上	一〇〇〇〇万円をこえ五〇〇〇〇万円以下
受取金額の記載がないもの	五〇〇〇万円をこえ一億円以下
一億円をこえるもの	一億円
営業に関しないもの	二万円
委任状、委任契約書	五〇円
受取金額の記載がないもの	五〇円
一億円をこえるもの	非課税
営業に関しないもの	非課税

昭和49年度 春

山菜類買入価格及規格

規格	単価 K当り	規格内 容
乾燥 ぜんまい	上 5,500 中 4,600 下 3,100	ほしりよくたくて色黒灰などの付着なくかたい部分なし 太さ中位にして 上記以外のもの
生ぜんまい	上 300 中 260 下 180	たく先がまだまるく基部にかたい所なく長さ15cm-20cm 中ぐらいにして 10cm-20cm 上記以外のもので外見いちじるしく悪くないもの
わら	上 150 中 120 下 100	たく葉が開いてないもので基部までやわらかいもの たく葉が少し開いたもの又は中位のもの 細く葉が少し開いたもの特に外見の悪いものは除く
う	上 110 中 90 下 70	外見たく長さ30-35cmで青くやわらかいもの 長さ25-30cm 長さ2.5cm以下のもの
竹の子	上 250 中 230 下 200	外見たく先の方までいいに皮をむいたもの 先のおれたもの混入したもの 上記以外のもの
ふき	上 60 中 40 下 30	

山菜の出荷を!!

和泉村農業協同組合

五月の声とともに野山が緑一色となり、小鳥がさえずる!!さわやか!!な季節であり、山菜の最盛期で、ぜんまい、わらばなど採集の人々にぎわいを見せることでしょう。こうした時期を迎え、農協では、山菜加工場をフル稼働させる計画であります。それには、まず原料となる山菜を十分に確保することが先決でありますので、みなさんのご協力をお願いします。なお、別表の価額で買入れしますので、出荷はなるべく集団でお願いします。

「家庭の日」目標
家族のみんなが、
いたわりあい、助け合おう



新入学児童にヘルメット

今年新入学児童に和泉村交通安全協会より、かわいい黄色のヘルメットとランドセルカバーがそれぞれ贈られました。山間僻地であっても最近では非常に車の出入りが激しく、大人はもとより児童も交通安全意識を充分もち、安全な登校、下校に必ず着用し、一人でも事故のないようお願いいたします。

昭和四十九年度 消防団出初式挙行さる

和泉村消防団では、去る四月十五日午前十時から昭和四十九年度出初式が、県消防防災課長、大野警察署長ら来賓多数を迎えて挙行された。この日はあいにくの雨に見舞われたため、放水試験、分列行進等が取りやめられ、例年にないさびしい出初式となった。

まず模擬火災に引き続き、朝日小学校構堂において、来賓祝辞や表彰があった。

新役員決まる

和泉村交通安全協会

和泉村交通安全協会では、去る四月十日評議員会(総会を開催し昭和四十八年度事業報告ならびに決算報告、昭和四十九年度事業計画等が審議されました。又、任期満了に伴う役員の変更がおこなわれ次の方が選出されました。

- 会長 辻 善久(上大納)
- 副会長 桜川義夫(川合)
- 理事 山本 浩(中竜)
- 山出富蔵(上大納)
- 野尻良太(朝日)
- 島田 巖(下山)
- 加藤一美(川合)
- 桜田確治(朝日派出所)
- 広田武士(中竜駐在所)
- 監事 表 正一(朝日)
- 桜川正浪(朝日)

財政事情の公表

知泉村財政事情の作成及び公表に関する条例の定めるところにより村の財政事情を公表します。

今回は昭和四十九年度予算と昭和四十八年度下半期の財政運営状況について、そのあらましを説明します。

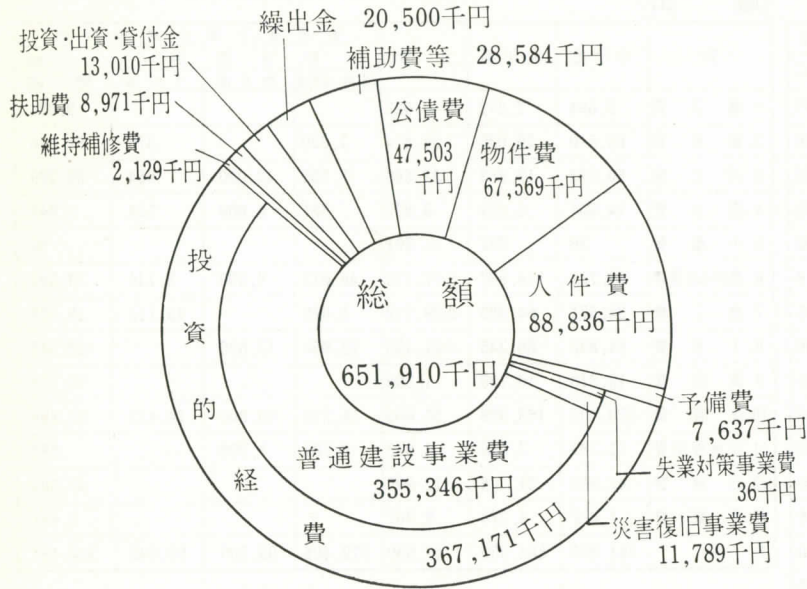
この財政事情は村民の皆さんに村財政の現況をお知らせし、その実態と村政の動きを充分ご認識いただくものであります。

今後とも村勢発展のため一層のご協力をお願いします。

昭和四十九年五月一日

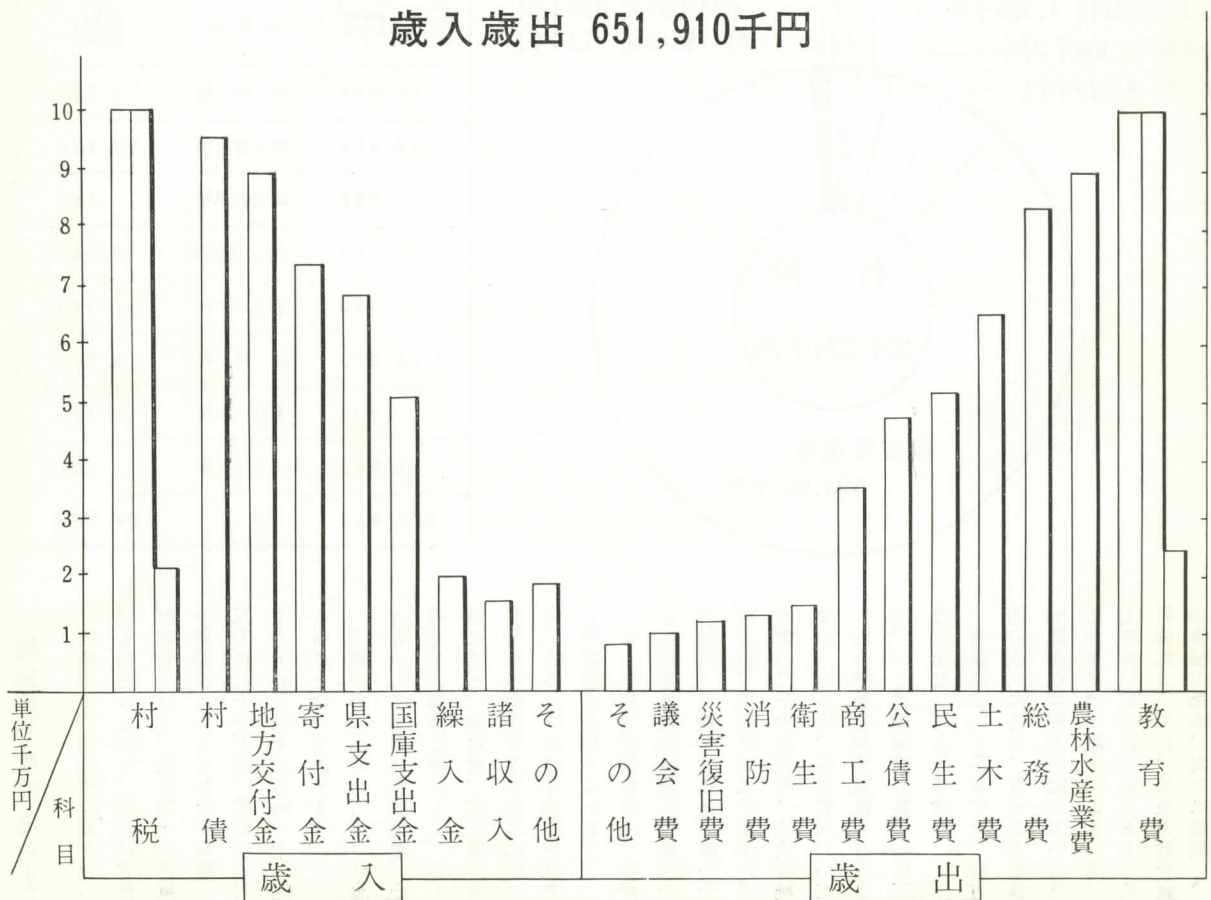
和泉村長 山本清孝

性質別歳出予算



昭和49年度一般会計予算

歳入歳出 651,910千円



昭和49年度和泉村一般会計予算

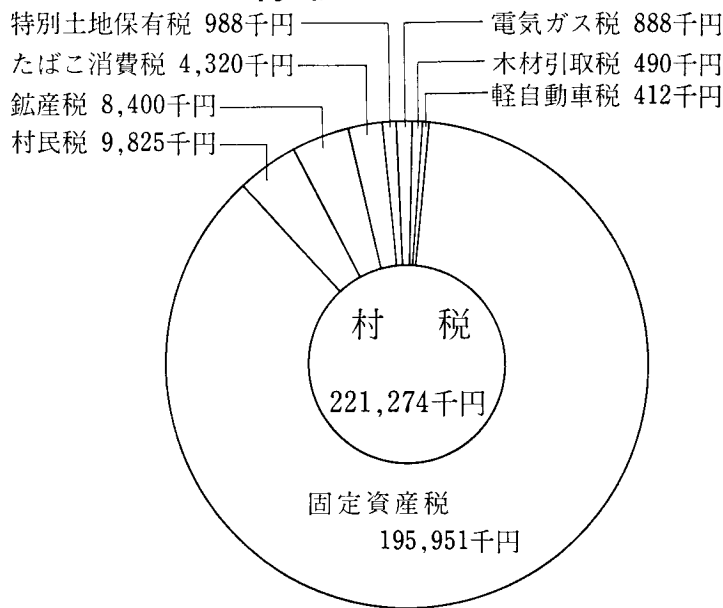
〈歳入〉

〈歳出〉

款	本年度	前年度	比較
1. 村 税	221,274	123,067	98,207
2. 地方譲与税	1,400	1,200	200
3. 自動車取得税	3,600	2,600	1,000
4. 地方交付税	88,800	103,500	△14,700
5. 特別交付金	170	150	20
6. 分担金及び負担金	4,879	4,011	868
7. 使用料及び手数料	914	922	△8
8. 国庫支出金	50,771	52,186	△1,415
9. 県支出金	68,633	85,479	△16,846
10. 財産収入	1,531	3,360	△1,829
11. 寄付金	73,146	3,613	69,533
12. 繰入金	20,000	39,000	△19,000
13. 繰越金	6,000	1,100	4,900
14. 諸収入	15,492	1,862	13,630
15. 村 債	95,300	162,300	△67,000
計	651,910	584,350	67,560

款	本年度	前年度	比較	本年度予算の財源内訳			一般財源
				国(県)支出金	地方債	その他	
1. 議会費	9,894	7,872	2,022				9,894
2. 総務費	83,510	59,036	24,474	1,320		370	81,820
3. 民生費	50,522	17,853	32,669	17,359	12,000	864	20,299
4. 衛生費	14,861	6,034	8,827	381	6,000	535	7,945
5. 労働費	36	237	△201				36
6. 農林水産業費	89,759	116,937	△27,178	48,612	8,500	3,146	29,501
7. 商工費	34,671	64,383	△29,712	1,870		13,715	19,086
8. 土木費	64,892	86,345	△21,453	23,950	17,600		23,342
9. 消防費	12,318	10,720	1,598				12,318
10. 教育費	224,518	168,909	55,609	16,211	50,000	74,412	83,895
11. 災害復旧費	11,789	7,246	4,543	9,701	1,200		888
12. 公債費	47,503	34,508	12,995				47,503
13. 予備費	7,637	4,270	3,367				7,637
計	651,910	584,350	67,560	119,404	95,300	93,042	344,164

村税の状況



村民の税負担の状況

1世帯当り	村 税 負担額	1人当り
16,738 円	村 民 税	4,661 円
333,818	固定資産税	92,956
702	軽自動車税	196
7,360	たばこ消費税	2,049
1,513	電気ガス税	421
14,310	鉱 産 税	3,985
835	木材引取税	233
1,683	土地保有税	469
376,958	合 計	104,969

一般会計予算のあらまし

昨年末の石油危機に端を発した狂乱物価のなかで、国の総需要抑制策をうけて、昭和四十九年度の予算編成となりましたが総額六億五千九百九十一万円、前年度に対して六千七百五十六万円、十・四％の伸びとなっております。

予算の内訳については、別表のとおりですが農林水産業費、土木費等公共事業を縮小して、国の要請に応え、教育費、民生費、衛生費等福祉関係予算を大中に伸ばして、住みよい村づくりに対処すべく予算編成となっております。

このなかで主なものは、教育費の村民体育館建設費の一億四千二百万円、大納小校庭整地等一千四百万円、民生費では中竜保育所建設費の二千七百万円、住民福祉事業の八百万円、衛生費においては住民の健康推進事業費の百五十万円、ゴミ処理車購入費の四百万円などとなっております。

財源についてみますと、地方税法の改正により、電気の大幅な増徴が相当増加している反面公共事業等の縮小により、国、県支出金が減少しております。又、村債についても、将来の財政負担の軽減のため、大巾に減額し、健全財政の確保に努めました。

主な事業の内訳

Table with 4 columns: 事業名, 金額, 説明. Rows include 総務費, 民生費, 衛生費, 農林水産業費, 林道整備事業, etc.

Table with 4 columns: 事業名, 金額, 説明. Rows include 商工費, 土木費, 教育費, 災害復旧費, etc.

昭和49年度特別会計予算の状況

Table with 4 columns: 会計名, 49年度, 48年度, 比較. Rows include 簡易水道事業特別会計, 国民健康保険事業特別会社, etc.

特別会計予算のあらまし
特別会計については、国民健康
保険事業ほか四会計の総額一億一
千七百四十四万四千円となつてお
り、前年度に対して三千六百二十
一万三千円、四四・八%の伸とな
つております。

昭和48年度一般会計予算 (3月末日現在)

〈歳入〉

単位千円

〈歳出〉

Table with 6 columns: 区分, 当初予算, 補正額, 現計予算, 収入済額, 収入率. Rows include 1. 村税, 2. 地方譲与税, etc.

Table with 6 columns: 区分, 当初予算, 補正額, 現計予算, 支出済額, 支出率. Rows include 1. 議会費, 2. 総務費, etc.

地方税法一部改正さる

昨年十二月に税政調査会から政府および自民党に対し地方税法の一部改正についての答申に基づいて、政府は今国会に改正案を提出しましたが、このほど国会を通過しました。

個人の住民税については、課税最低限の引上げの措置として、各種控除の引上げがとられ次のように改正されました。

1、各種の所得控除

区分	改正前	改正後
基礎控除	一六万円	一八万円
配偶者控除	一五万円	一六万円
扶養者控除	三万円	四万円
障害者控除	三万円	三万円
障害者控除	三万円	三万円
老年者控除	三万円	三万円
寡婦控除	三万円	三万円
勤労学生控除	三万円	三万円
老人扶養控除	四万円	一六万円
特別障害者控除	四万円	一六万円
配偶者のない一人目の扶養	四万円	一六万円

2、非課税の限度額

障害者、未成年者および老年者又は寡婦等の非課税の限度額が五十万円(現行四三万円)に引上げの予定です。

3、給与所得者課税最低限度額

標準世帯の場合(夫婦、子供二

人)所得最低限度額は一〇一万円(現行八六万円)に引上げられることとなります。

4、白色専従者控除の限度額

白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円(現行十七万円)に引き上げる予定です。

但し、昭和四十九年度に限り十九万二千五百円で。

以上のように改正になる予定であります。実施は昭和四十九年度の住民税から適用になります。

確定申告が

間違っていたときは

昭和四十八年分所得税確定申告をした後で、内容が間違っていたことに気づいた方は、それを訂正することができます。そこで訂正の手続などについてお知らせしましょう。

▼税額を少なく計算していたとき

所得や税額の計算を間違っていた税金が少なかつたう、還付を受ける税金が多いことがわかったときは【修正申告】をして正しい金額に訂正することができます。

この申告は、税務署から更正の通知があるまではいつでもできますが、なるべく早く申告した方が有利です。つまり、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたとき

は、修正申告によって納める税額の五割を過少申告加算税として納めなければなりません。自分で間違いを発見したときは、過少申告加算税はかかりません。

なお、修正申告書の用紙は税務署に用意してあります。

▼税金を多く計算していたとき

所得や税金が少ないことがわかったときは、正しい金額に訂正するように【更正の請求】をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間です。昭和四十八年分所得税確定申告については、昭和五十年三月十五日までに更正の請求をしなければなりません。

更正の請求をするとき、税務署ではその内容を調べて、納め過ぎの税金を返すことになっていきます。更正の請求は書面ですることになっており、用紙は税務署に用意してあります。

▼確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が、忘れていて申告をしていなかったときは、申告期限後でも確

定申告をすることできます。

この【期限後申告】は、税務署から決定の通知があるまではいつでも申告することができますが、なるべく早く申告した方が有利です。つまり期限後申告をしない税務署から決定の通知を受けると税額の十割の無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に申告したときは、無申告加算税は税額の五割で済みます。

なお、申告書の用紙は税務署に用意してあります。



▼人のうごき▼

【死】 下山 中村四郎 七十九才



教育相談 シリーズ(1)

【一年生】

今までの遊び中心の生活から、勉強するという、新しい生活に入ることは、子どもにとって、大きな変化である。その上、今までよりも、いちだんと規律ある生活を要求されてくるので、親としてどんなことに気をつけたらよいのでしょうか。

【家庭で気をつけてほしいこと】

1、新しい生活に適應するために努力したり、緊張することが多く、そのためエネルギーを消耗します。そこで、このような緊張や努力に耐えていけるだけの身体的発達が、できているかどうかをみましょう。

●体格の大小を気にするよりも、体力はどうか、慢性的の病気や、ふだん見過していた問題はないか、ということに気を配って、身体の調子を整えて学校に出るように心がけてほしいものです。●家庭の子どもの数が少なく、親の過保護な扱いから、子どもの遊びは不足するし、体を動かし体を鍛える機会に恵まれず動きは鈍く、体力は弱く、少しの作業にもすぐ疲労を訴える子どもが増えています。親として積極的に戸外遊びをすすめて、偏よりの少ない遊びを体験させることによって、体力や運動能力を育てていくことが大切です。